

憲法訴訟のいま

第13回 逃げた多数意見、輝く反対意見

憲法問題対策センター 委員 内田 雅敏 (27 期)
(本件上告人代理人弁護士)

輝く反対意見

2025年1月17日、日本の戦争に駆り出され戦死した韓国人元軍人・軍属の遺族が、靖國神社の無断合祀は国による戦死者の個人情報への無断提供に基づくものとして、国に賠償請求をした裁判で、最高裁第二小法廷が、本件の具体的な問題点には踏み込むことなく、本件提訴は除斥期間を経過しているとして、賛成3反対1で請求を棄却した（小法廷は5人構成だが、1名は最高裁長官なので合議に加わらず、4名の合議）。しかし、判決の中で述べられた三浦守裁判官の反対意見には多くの称賛の声が寄せられた。

靖國神社による戦死者の魂の無断合祀と国の関与〈祭神名票の送付〉に対する賠償請求に対し、靖國神社は、「遺族がそれぞれの仕方ですべて死者を祀ることを妨害してはいない、合祀は靖國神社の信教の自由だ」と弁明し、他方国は、「「祭神名票」の送付は、単なる行政サービスに過ぎない」と弁明してきた。

裁判所も、「靖國神社の無断合祀によって遺族が不快感を覚えることがあったとしても、それは法的救済が得られるほどの権利侵害とまでは言えない。靖國神社の合祀によって、遺族がそれぞれのやり方で死者を祀ることが妨げられたわけでもない、寛容な気持ちになれ」と遺族からの請求を棄却してきた。

この「寛容論」は、交通事故による殉職自衛官山口県護国神社無断合祀事件での1988年最高裁大法廷判決の判旨によるものである。このケースでは自衛官の死と護国神社との間に因果関係がなく、本件とは全く事案を異にする。戦前、靖國神社は、陸・海軍省の管轄の下、日本の侵略戦争に伴走して来た「戦争神社」であった。戦死者と靖國神社の間には深い因果関係がある。

三浦裁判官の反対意見の骨子

筆者の理解するところによれば、三浦裁判官の反対

意見の骨子は以下のとおりである。

- ① 靖國神社の無断合祀によって遺族が蒙る精神的苦痛もそこに政教分離原則によって律せられる国家の関与があった場合には、国家との関係で単なる不快感に留まるものでなく、法的救済に当たる程度の強いものとなり得る。
- ② 戦死者の魂を合祀することは靖國神社の行う宗教活動の根幹をなす。
- ③ その根幹をなす戦死者の合祀は国からの「祭神名票」の送付なくしてはなし得ない。戦死者の魂合祀は、国と靖國神社が一体とならないとできない。
- ④ 遺族らが、父、夫、子供らの合祀を知ったのは最近のことであり、除斥期間の起算点は柔軟に考えるべきだ。

三浦反対意見は、国からの靖國神社への戦死者の情報提供（祭神名票の送付）がなければ靖國神社は合祀をできないのであるから、この情報提供行為は合祀と一体となった極めて重要なものであり、政教分離原則違反の可能性があるとする。国からの祭神名票の送付は戦後も続けられており、韓国人戦死者の合祀の多くは、戦後14年を経た1959年になされている。

靖國問題を巡る二つの誤解

巷間、靖國問題を巡って二つの誤解がある

首相ら公人の靖國神社参拝に対する外国からの批判に対して、戦没者の追悼は何処の国でもやっている。内政干渉だという反批判がある。

日本政府も毎年8月15日、日本武道館で、全国戦没者追悼式を行っている。この全国戦没者追悼式について、韓国、中国等、近隣アジア諸国からの批判はない。戦没者の追悼は何処の国でもしているからだ。

首相ら公人の靖國神社参拝が批判されるのは、戦

没者の追悼批判でなく、靖國神社という場で、それを行うことが批判されているのだ。

何故、靖國神社での追悼を近隣アジア諸国は批判するのか。それは靖國神社が「日本の独立と日本を取り巻くアジアの平和を守るためには、悲しいことですが外国との戦いも何度か起こったのです。明治時代には「日清戦争」、「日露戦争」、大正時代には「第一次世界大戦」、昭和になっては「満州事変」、「支那事変」そして大東亜戦争（第二次世界大戦）が起きました。…戦争は本当に悲しい出来事ですが、日本の独立をしっかりと守り、平和な国として、まわりのアジアの国々と共に栄えてゆくためには、戦わねばならなかったのです」（靖國神社発行『やすくに大百科』）と、日本の近・現代における戦争は全て正しい戦争であったとする聖戦史観（大東亜戦争史観・植民地解放史観）に立脚しているからである。この聖戦史観は、国際社会で通用しないことはもちろん、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」（憲法前文）た、日本の戦後の出発点、及びその後の歴代政権が表明してきた日本政府の公式見解にも反する。靖國神社は日本国憲法秩序に反する神社なのである。小泉首相（当時）は、「伊勢神宮参拝については批判されないのに、何故、靖國神社参拝は批判されるのか。日本の総理大臣として日本国中、行けないところは何処にもない」と嘯いた。

公人としての伊勢神宮参拝は憲法20条政教分離原則違反だが、このことを近隣アジア諸国が批判することはない。それは日本の国内問題であり、批判したら内政干渉となる。

靖國神社参拝は政教分離原則違反の問題にとどまらず、さらに憲法前文及び9条の平和主義に反し、近隣アジア諸国との間での外交問題でもある。

巷間、靖國神社に東京裁判でA級戦犯として処刑された東條英機らが合祀されていることが問題である

とし、これを分祀することによって、靖國問題の「解決」を図ろうとする意見も見られるが、これは靖國問題の本質を理解していない。A級戦犯を合祀しているから問題なのではなく、A級戦犯合祀に象徴されるような「聖戦史観」に拠って立つ靖國神社の歴史認識が問題なのである。A級戦犯分祀によっては靖國問題の解決は出来ない。また、「聖戦史観」に立脚する靖國神社は絶対にA級戦犯を分祀しない。分祀したら靖國神社でなくなる。

政教分離原則違反はもとより 歴史認識の問題である

三浦裁判官反対意見は「我が国と朝鮮との歴史的な関係、本件各被合祀者が戦死等をするに至った経緯、戦前における靖國神社の役割等に鑑みると、上告人らが本件各合祀行為等を認識することにより、本件各被合祀者を敬愛追慕する上で平穏な精神生活を維持することが妨げられたという主張には相応の理由がある。」と述べ、本件が政教分離原則違反だけでなく、歴史認識の問題でもあることを理解している。

韓国憲法前文に「3・1独立運動」について書きこむなど、韓国は建国の礎を日本の植民地支配に対する抵抗に置いており、靖國神社はこれと真逆な「聖戦史観」（大東亜戦争史観・植民地解放史観）に拠っている。そんな処に遺族に無断で、しかも創氏改名の日本名で「護国の英霊」として勝手に祀られている。靖國神社では現在もなお植民地支配が続いている。このことによる遺族の蒙る精神的な損害は「不快感」などと言ったレベルのものではない。最高裁第二小法廷の多数意見はこの事実に向き合わず、除斥期間経過による上告棄却という法技術に逃げた。韓国人遺族には、合祀の事実はもちろんのこと、戦死公報すら伝えられていなかった。遺族からの靖國神社への問い合わせで、初めて合祀の事実が判明したのである。